

令和7年度 須崎市中学生海外フィールドワーク事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和7年度 須崎市中学生海外フィールドワーク事業委託業務を委託するにあたり、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度 須崎市中学生海外フィールドワーク事業委託業務（以下、「本業務」という）
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度 須崎市中学生海外フィールドワーク事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
- (4) 納入場所 須崎市教育委員会事務局学校教育課
- (5) 見積限度額 11,180,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 本業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (3) 本業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- (4) 本業務の実施に支障がない経営状況にあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者は除く。
- (7) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (8) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第17号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても、同様とする。排除措置対象者に該当した場合には、本プロポーザルの参加資格等を失うこととする。

4. スケジュール

項目	日程
公募型プロポーザルの公告	令和7年2月12日(水)
質問書の提出期限	令和7年2月19日(水) 午後5時必着
質問に対する回答	令和7年2月20日(木)
参加申込書受付期限	令和7年2月21日(金) 正午必着
参加資格確認結果通知	令和7年2月25日(火)
提案書等の提出期限	令和7年3月3日(月) 正午必着
プレゼンテーション	令和7年3月6日(木) 予定
プレゼンテーション結果の通知及び公表	令和7年3月10日前後予定
契約締結	令和7年3月中旬予定

5. プロポーザル参加申込書の提出と参加資格審査

本プロポーザルへの参加を希望するものは、参加資格を有することを証明するため、下記のとおり必要書類を提出すること。ただし、(1)提出書類については、須崎市の入札参加資格(令和6年度)を有する場合、イ～カの提出書類の提出を省略することができる。なお、須崎市の入札参加資格の業種は問わない。

(1) 提出書類 ※各1部

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 財務諸表(直近1事業年度分)
- エ 登記事項証明書(写し可)
- オ 印鑑証明書(写し可)
- カ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書(写し可)
 - ・国税 証明書の種類 「その3の3」または「その3」
 - ・都道府県税 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納していないことの証明
 - ・市区町村税 審査基準日の前日までに納期限の到来した市区町村税を滞納していないことの証明

※課税対象となる事業者等を複数有する場合には、本社と、本業務を遂行する事業者等に
係る証明書を提出してください。

(2) 提出方法

電子メール(提出期限内必着)

※ 件名は「令和7年度 須崎市中中学生海外フィールドワーク事業委託業務」とすること。

(3) 提出期限

令和7年2月21日（金）正午必着

※期限後の提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市教育委員会事務局学校教育課

メール：gakyol@city.susaki.lg.jp

(5) 参加資格の確認等

3. 公募型プロポーザル参加資格に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年2月25日（火）に参加資格要件確認結果通知書を参加申込書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知するほか、書面にて送付する。

6. 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

(2) 提出方法

電子メール（提出期限内必着）

※ 件名は「令和7年度 須崎市中学生海外フィールドワーク事業委託業務」とすること。

(3) 提出期限

令和7年2月19日（水）午後5時

(4) 提出先

須崎市教育委員会事務局学校教育課（gakyol@city.susaki.lg.jp）

(5) 回答方法

令和7年2月20日（木）までに順次、須崎市ホームページ上に掲載し、個別での回答はしない。

(6) 注意事項

電話・口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。

7. 提案書等の提出

提案書の提出は、プロポーザル参加申込書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者（以下、「提案者」という。）のみ提出ができる。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

・仕様書の業務の趣旨及び業務内容等を踏まえ、セールスポイントなど具体的な提案を記載するとともに、留学プラン作成にあたっての考え方、実施手順、業務スケジュールほか、

提案にあたっての工夫点等について記載すること。

- ・原則、用紙はA4版とし、頁数は25ページ以内とし、各ページにページ番号を付与すること。なお、資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして閉じこむこと。
- ・フォントサイズは、10.5pt以上とし、写真やイラストを活用するなど、読みやすさ及び伝わりやすさに留意すること。
- ・企画提案書は、参加者が特定される名称は記載しないこと。

ウ 見積書（任意様式）

- ・金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

(2) 提出方法及び提出部数

上記提出書類を全てPDF化し、1つのファイルに結合したうえで、電子メールにより提出するとともに、正本1部、副本9部を郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月3日（月）正午必着

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

※期限後の提出は受け付けない。

(4) 提出先

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市教育委員会事務局学校教育課

メール：gakyol@city.susaki.lg.jp

(5) その他

ア 提案書等提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提出された書類は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、須崎市情報公開条例（平成9年須崎市条例第24号）第5条に基づき公開請求があったときは、同条例第6条の規定により公開しないことができる情報があったときは、同条例第6条の規定により公開しないことができる情報を除き請求者に公開する。

エ 提出期限までに提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

8. 審査方法等

(1) 審査方法

ア 企画提案書の審査は、「須崎市プロポーザル審査委員会運営要綱」に基づき設置した審査委員会が審査項目及び評価基準をもとに審査を実施する。

イ 提案者が1者のみの場合でも審査委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時・場所等

実施日は令和7年3月6日（予定）とし、開始時間・場所は別途通知する。またプレゼンテーション等の順番は、提案書等の提出があった順とする。

イ 実施時間

1者あたりの実施時間は、プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは15分程度とし、準備時間を含め合計約45分とする。ただし、ヒアリングについては持ち時間を延長する場合がある。

ウ 参加人数

3人以内

エ 使用機器

プロジェクター、パソコン、コードリール等については、提案者で用意すること。スクリーンは本市が準備する。

(3) 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	本業務委託の参考となる業務実績の内容等が、委託先として期待できるか。	10
	業務実施上必要な体制が十分に取られているか。	5
	業務実施手順が的確かつ業務スケジュールについて円滑な業務遂行が可能な工程となっているか。	5
企画提案	本業務の目的と目指す効果のイメージが明確にあるか。また、本業務の趣旨・目的を十分に理解したコンセプトとなっているか。	25
	全体のコンセプトや構成は、海外フィールドワークとして、渡航先の特徴・魅力が伝わる内容が提案されているか。	25
	滞在先でのプランは、渡航先の特徴・魅力を十分に引き出し、参加意欲を高めるような内容になっているか。	25
	本業務の目的を達成するための独自性のある創意工夫がされた企画提案内容となっているか。	25
渡航先及び安全面	渡航先は中学生が滞在するのに適当か。	20
	現地での安全面の確保は十分か。	50
ヒアリング	本業務に対する取組み意欲が強く感じられたかどうか。	10
合計		200

9. 受託候補者の特定等

(1) 受託候補者の特定

審査委員会において審査項目及び評価基準をもとに審査し、受託候補者を1者選定し、その審

査結果をもとに市長が特定する。なお、選定については、「企画提案」及び「渡航先及び安全面」の審査項目毎の評価点の合計が70%以上の提案者に限るものとし、最低基準点（各委員の評価点の平均点数が満点の60%）以上の者がいなければ、受託候補者の選定は行わない。ただし、提案者が1者の場合の選定については、「企画提案」及び「渡航先及び安全面」の審査項目毎の評価点の合計が75%以上の提案者に限るものとし、各委員の評価点の平均点数が満点の70%に満たない場合は受託候補者の選定は行わない。

選定については、各審査委員が審査項目の評価基準により点数を付与し、各審査委員が付けた総評価点数の最も高い者を提案者順位1位とし、提案者順位1位を最も多く獲得した提案者を受託候補者とする。なお、獲得した参加者順位1位が同数の場合は、各審査委員の採点数の合計点が高い提案者を上位とし、それでもなお同点となった場合は、見積価格が安価な提案者を上位とする。

（2）結果の通知

受託候補者に特定した者及び特定しなかった者に対し、結果通知書により通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。また、本プロポーザルに参加した他の提案者の情報、審査結果、評価点は通知せず、審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみ通知する。

（3）契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に特定された者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次に得点の高かった者と契約交渉を行う。

（4）結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に、次の項目を本市ホームページ上に公表するものとする。

- ・受託候補者の名称

10. その他

- （1）提案書等の作成・提出等に係る本プロポーザルに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- （2）採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- （3）本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本市に帰属する。
- （4）参加者は、この実施要領に同意したものとみなす。

11. 担当課（書類提出及び問合せ先）

須崎市教育委員会事務局学校教育課 総務係

〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

TEL 0889-42-5291

メール：gakyol@city.susaki.lg.jp